

○曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例

平成24年9月25日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、そお生きいき健康センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の健康と福祉の増進及び交流を図るとともに、生き生きと健やかで共に支え合う福祉のまちづくりをめざして、そお生きいき健康センター（以下「健康センター」という。）を設置する。

2 健康センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 そお生きいき健康センター
- (2) 位置 曾於市末吉町二之方2342番地2

(事業)

第3条 健康センターは、おおむね次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 健康増進及び福祉向上に関すること。
- (2) 健康教育、健康相談及び福祉相談に関すること。
- (3) 各種健（検）診及び疾病予防に関すること。
- (4) 食生活改善に関すること。
- (5) その他市民の健康及び福祉に関すること。

(指定管理者による管理等)

第4条 健康センターの管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の指定は、曾於市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年曾於市条例第250号）に定めるところによるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条第1号及び第2号に規定する事業に関する業務
- (2) 健康センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第11条に規定する使用料の徴収に関する業務

(4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、健康センターの管理を行わなければならない。

(使用時間及び休館日等)

第7条 健康センターの使用時間等は、次のとおりとする。

(1) 使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

(2) 休館日は、毎週水曜日、1月1日から1月4日までの日及び12月28日から12月31日までの日とする。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、特別な事情があると市長が認めたときは、使用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第8条 健康センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、健康センターの管理上必要があると認めるときは、使用の許可について条件を付することができる。

(使用の不許可)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、健康センターの使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) その他健康センターの管理上適当と認められないとき。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

- (2) この条例又は使用許可の目的若しくは条件に違反したとき。
- (3) この条例による市長その他関係者が行う指示に従わなかったとき。
- (4) 市又は市の機関において特に必要が生じたとき。

2 前項の規定による措置によって使用者が受けた損害については、市長は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 使用料は、別表により算出した額とする。

2 前項の使用料は、原則として前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、後納することができる。

3 既納の使用料は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない理由により使用不能となったとき。
- (2) 公益上又は管理上の必要により使用許可を取り消されたとき。
- (3) 使用開始前に使用の取消し又は使用条件の変更を申し出て、市長がこれを認めたとき。
- (4) その他市長がやむを得ない事情があると認めたとき。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は行政機関が主催し、若しくは共催し、又は後援する行事に使用するとき。
- (2) 市内の公共的団体が主催し、若しくは共催し、又は後援する行事に使用するとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、健康センターを使用許可目的以外の目的で使用し、又はその使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(設備の変更等)

第14条 使用者は、健康センターの設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、市長の承認があった場合を除き、健康センターの使用を終了したとき、又は使用を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに施設、設備等を市長その他関係者の指示に従い、原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者が故意又は過失により、施設、設備等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者への適用)

第17条 第4条第1項の規定により、指定管理者に健康センターの管理を行わせる場合は、第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間及び休館日を定めることができる。

2 第4条第1項の規定により、指定管理者に健康センターの管理を行わせる場合における第8条から第12条まで、第14条及び第15条の規定の適用については、第8条から第12条まで、第14条及び第15条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条及び第12条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(その他)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表 (第11条関係)

そお生きいき健康センター使用料

区分	使用時間 午前 8 時30分～午後 5 時 (1 時間当たり)	午後 5 時～午後10時 (1 時間当たり)
会議室 1	260円	310円
会議室 2		
会議室 3		
会議室 4		
会議室 5		
視聴覚室兼大会議室	310円	360円
相談室 1	160円	210円
相談室 2		
和室研修室 1	260円	310円
和室研修室 2		
栄養指導室	310円	360円
集団健診室 1	310円	410円

集団健診室 2		
集団健診室 3		
音楽鑑賞室 1		
音楽鑑賞室 2	520円	730円
トレーニング室 (中学生以上, 1人につき)	1回当たり 330円 1か月券 2,200円 回数券(12回分) 3,300円	
シャワー室	1回(5分間)当たり 100円	

備考1 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 冷暖房装置を利用する場合は、使用料の額に50%を加算した額を使用料とする（トレーニング室は除く。）。

3 1時間未満の端数は、30分以上を1時間とし、30分未満は切り捨てる。